

手形・小切手の全面電子化に向けた取組み
**手形・小切手の最終振出期限の設定 および
他行を支払地とする手形・小切手の預金入金受付の終了について**

政府の約束手形・小切手の全面的な電子化の方針をうけ、金融界は2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする取組みを行っております。

当行におきましては、手形・小切手の電子化に向けた対応として、以下の取組みを実施いたします。

現在手形・小切手による決済をご利用されているお客さまにおかれましても、電子記録債権（でんさい）やインターネットバンキングでのお振込み等、電子的な決済手段への移行を検討いただきますようお願いいたします。

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定について

最終振出期限：2026年9月30日（水）

現在、お客さまが未使用のまま在庫保有されている手形用紙・小切手用紙について買戻しを実施しております（2026年3月31日（火）まで）。

買戻しの対象やお手続き方法等についてくわしくは当行ホームページまたはお取引店でご確認ください。

2. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金受付の終了

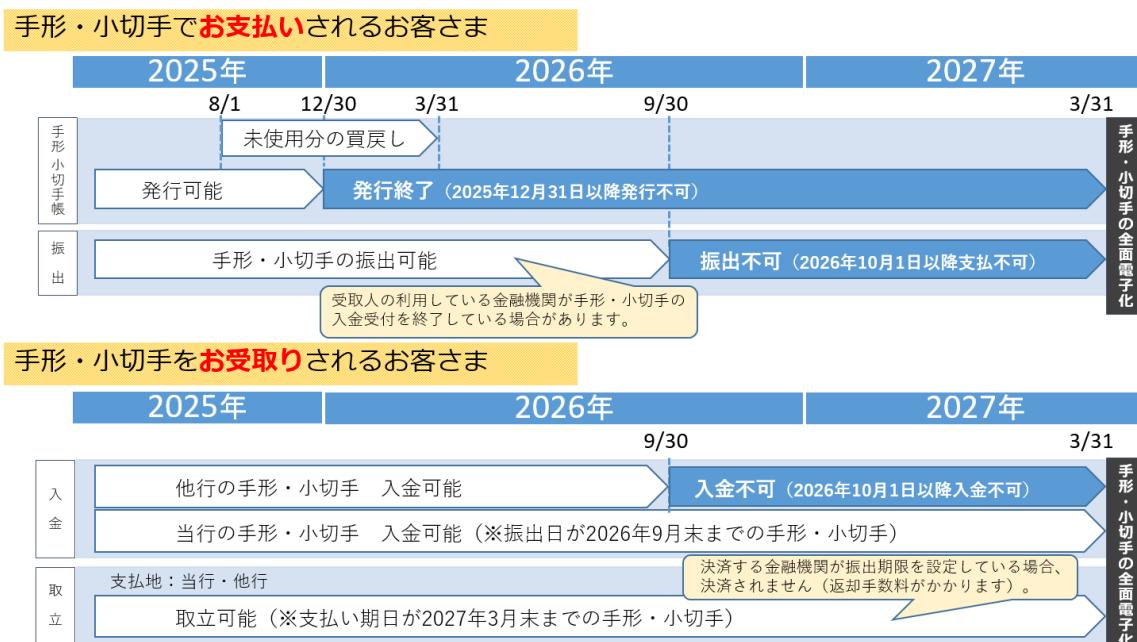
受付終了日：2026年9月30日（水）

当行以外（他行）を支払地とする手形・小切手の預金入金受付を終了します

（入金先の口座は当座勘定のほか、普通預金、定期預金等各種預金を含みます）。

2026年10月1日（木）以降、手形や小切手を受け取られた場合は振出人等に決済方法の変更をご相談ください。

＜参考＞当行の手形・小切手の全面電子化に向けた取組み・スケジュール



くわしくはお取引店までお問合せください。

当行の手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについての詳細はこちら →



以上